

## ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書

イスラエルによる大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。

10月7日のハマスによる無差別攻撃は国際人道法に違反する暴挙である。一方、イスラエルが行っている無差別攻撃も国際人道法に違反する暴挙であり、「自衛権」の名の下でも決して許されるものではない。

紛争当事者には常に国際人道法及び国際人権法の規則を遵守することが求められる。特に子ども及び医療従事者については、その保護のための特別の規定が用意されており、大勢の子ども及び医療従事者を含む人命等の犠牲を正当化できるものは何もない。ハマス及びイスラエル双方が行っていることは国際人道法及び国際人権法に違反するものである。

10月27日、121か国の賛成で採択された国連総会決議では、「敵対行為の停止につながる、即時、永続可能かつ持続的な人道的休戦を求める」とある。また、11月15日の国連安全保障理事会では、戦闘の「緊急かつ人道的な中断」を求める決議が反対なく採択された。

ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されず、各国政府及び国際機関には国連決議を順守した行動を取ることが求められる。

よって、政府におかれては、下記の事項について取り組むよう強く要請する。

### 記

1. イスラエルに対し、ガザ攻撃の即時中止を求めること。
2. イスラエルとパレスチナ双方に対し、即時停戦に向けた交渉実現のために行動すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月22日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
様